

## 国際フィーダー航路網の拡充を図るため、4月1日から 内航コンテナ船の入港料を全額免除します

横浜港では、国際コンテナ戦略港湾として、基幹航路の維持・拡大に向け、国内貨物の集中を図るべく、横浜川崎国際港湾株式会社が国の補助制度を活用しながら、国際フィーダー航路\*寄港便数の増加や船舶の大型化等を支援し、航路の拡充を進めてきました。

この取組を加速させるため、平成30年4月1日から国際フィーダー航路網を構成する全内航コンテナ船を対象に入港料を免除します。

### ▶ 減免の対象

700 総トン以上の内航フルコンテナ・セミコンテナ船  
(※700 総トン未満の船舶については、入港届および入港料の対象ではありません)

### ▶ 減免率

入港料（総トン数1トンごとに1.35円）を100%免除

### ▶ 免除する期間

平成30年4月1日から入港する対象の船舶

### ▶ 減免手続きについて

入港料免除の適用には、入港料減免申請が必要となります。

#### ① 申請方法

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）又はFAX（045-521-8081 横浜港埠頭株式会社北部管理事務所）で申請してください。

※FAXの場合は「入港料減免申請書」を下記URLよりダウンロードしご利用ください。

URL:<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/business-support/application/nyukou3.doc>

#### ② 申請者

船社又は船舶代理店

#### ③ 提出時期

入港届と併せてご提出ください

※国際フィーダー航路

国際コンテナ戦略港湾（京浜港・阪神港）で外航航路と接続する内航コンテナ航路

### お問合せ先

港湾局物流運営課長 岩上 教行 Tel 045-671-2919